

門真市立学校給食調理業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領
(令和7年度版)

令和7年8月
門真市教育委員会

1 業務の概要

(1) 委託業務名

門真市立学校給食調理業務委託

(2) 目的

この要領は門真市学校給食調理業務を委託するにあたり、安心・安全な給食を安定的に提供できる事業者をプロポーザル方式で選定することを目的とする。

(3) 委託対象校、履行場所、作業区域の床式及び上限価格等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 名称 門真市立大和田小学校

施設の所在地 門真市大橋町21番46号

昭和44年竣工

作業区域の床式 湿式（ドライ運用）

上限価格 62,520,000円

イ 名称 門真市立北巢本小学校

施設の所在地 門真市北巢本町2番11号

昭和49年竣工

作業区域の床式 湿式（ドライ運用）

上限価格 82,707,273円

ウ 名称 門真市立第五中学校

施設の所在地 門真市北岸和田3丁目12番1号

平成27年竣工

作業区域の床式 乾式

上限価格 83,705,455円

エ 名称 門真市立第七中学校

施設の所在地 門真市北島町29番1号

平成27年竣工

作業区域の床式 乾式

上限価格 75,801,819円

オ 名称 門真市立水桜学園

施設の所在地 門真市脇田町4-1

令和8年竣工予定

作業区域の床式 乾式

上限価格 137,705,455円

(4) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 業務内容

ア 食材の検収及び調理業務

イ 配缶及び回収

ウ 食器具等の洗浄、消毒及び保管

エ 施設設備の清掃及び点検

オ 残菜及びごみの処理（リサイクル等含む。）

カ その他アからオまでに附帯する業務

以上の業務について、別途定める仕様を遵守した上で履行すること。

(6) 実施要領等の取得

ア 実施要領等は、本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

イ 実施要領等に対する質問がある場合には、次の(ウ)に定める質問期限に次の(ウ)の問合せ先へ電子メールにて質問すること。質問書（様式E）を使用して、電子メールにて質問してください。電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

なお、回答については令和7年9月19日（金）にホームページにて回答します。

(ウ) 質問期限 令和7年9月12日（金）17時まで

(ウ) 問合せ先

門真市教育委員会事務局 教育部教育総務課 保健・給食グループ

電話 直通 06 (6902) 6413

E-mail: kys012@city.kadoma.osaka.jp

※ 「学校給食調理業務」と件名を明記の上、送信すること。

2 参加資格要件

令和7年度の本市の一般委託・物品の入札参加資格者として「その他業務等」の「給食業務」（7－b）に登録し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当し、その資格が確認された者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市建設工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 大阪府内に本店又は営業所を有しており、法人税、消費税、地方消費税、法人

事業税の滞納がないこと、及び本事業の参加資格確認申請時から直近1年分の法人市民税を納付していること。

- (7) 学校給食法（昭和29年法律第160号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に規定する学校給食の実施に必要な施設及びドライシステムの学校給食調理場における調理業務を本事業の参加資格確認申請時から過去6年の間に、国又は地方公共団体と88,488,001円に消費税及び地方消費税相当額を含めた額の半額（48,668,401円）以上の契約（同一発注者で通期で3年契約）を締結し誠実に履行したこと。
- (8) 大阪府内で本事業の参加資格確認申請時から過去3年の間に学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。
- (9) 本事業の参加資格確認申請時において、食中毒による事故を起こし、保健所の立入り調査を受けていないこと。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定による賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (11) やむを得ない理由により学校給食調理業務の履行が継続できなくなった場合、当該学校給食調理業務の履行可能な者を連帯保証人として定められること。この場合において、当該連帯保証人も2の要件を満たしていること。
- (12) 本事業の参加資格確認申請時から過去1年の間に労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。
- (13) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令をはじめ、本業務委託に関連するあらゆる法令を遵守していること。
- (14) 本案件において、参加する他の参加者申込者と次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- (ウ) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に掲げる親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号に掲げる子会社をいう。以下同じ。）の関係であること。（子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に掲げる再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。）

- (4) 親会社が同じ子会社同士の関係であること。(子会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

イ 人的関係

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係であること。
(会社の一方が更生会社等である場合を除く。)
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている関係であること。

3 プロポーザルに係る日程

	項目	期限等
(1)	実施要領等公表・募集開始	令和7年8月29日(金)
(2)	質問期限	令和7年9月12日(金)
(3)	回答日	令和7年9月19日(金)
(4)	参加申込提出期限	令和7年10月1日(水)
(5)	参加資格確認結果通知書交付	令和7年10月3日(金)
(6)	提案書提出期限	令和7年10月10日(金)
(7)	プレゼンテーション審査	令和7年10月31日(金) 予備日: 令和7年11月13日(木)

4 参加申込

- (1) 参加を希望する者は、次のアからケまでの書類を提出し、本市の参加資格の審査を受けなければなりません。

なお、期限までに次の書類を提出しない者は、本事業に参加することができません。また、本市の一般委託・物品の入札参加資格者として「その他業務等」の「給食業務」（7－b）に登録している住所、商号又は名称、使用印で申込してください。

ア 参加申請書（様式A）

イ 2(6)の条件を証明する書類（国税は納税証明書「その3の3」、その他は自治体様式。写し可。現在、本市の学校給食調理業務を受託している場合は、本市の法人市民税の納税証明書（未課税証明除く。）が必要。）受託していない場合でも、本市に事業所がある場合は、本市の法人市民税の納税証明書（未課税証明除く。）が必要。）

ウ 2(7)の条件を満たす実績を確認することのできる会社経歴及び業務経歴書（様式B－1及び様式B－2）及び受託業務の契約書の写し

エ 2(8)の食中毒による行政処分を受けていないこと及び2(12)の労働基準法その他の労働関係法令に基づく行政処分を受けていないことを約する誓約書（様式C）

オ 2(10)の生産物賠償責任保険証の写し

カ 就業規則及び給与規程

（労働局の受理印のあるものの写し。給与規程においては、業務従事予定者の給与の額の分かるものであること。）

キ 業務従事予定者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等）の写し

ク 資本関係・人的関係調書（様式D）

ケ 連帯保証人に関する提出書類

会社経歴及び業務経歴書（様式B－1及び様式B－2）

なお、本事業の業務受託者の連帯保証人は2(7)の条件を満たす実績を確認す

ることのできる受託業務の契約書の写し及び2(8)の食中毒による行政処分を受けていないこと及び2(12)の労働基準法その他の労働関係法令に基づく行政処分を受けていないことを証明する誓約書（様式C）を契約締結までに提出すること。

(2) 参加申請書類（以下「申請書類」という。）の交付

申請書類は、本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）の「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

(3) 参加申込の受付

申請書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年8月29日（金）から令和7年10月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 受付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市教育委員会事務局教育部教育総務課保健・給食グループ

(4) 参加資格確認結果通知書（以下「通知書」という。）の交付

参加資格は提出された申請書類により審査し、その結果を書面にて下記の日時及び場所で交付します。なお、参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して書面により通知します。

ア 交付日時 令和7年10月3日（金）午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所 4(3)イに同じ。

ウ その他

㊦ 通知書の交付により参加資格があると通知を受けてから、プレゼンテーション審査日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止等の処分を受けたときは、本事業には参加できません。

㊧ 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

㊨ 提出された資料は、返却しません。

5 提案書提出

参加申込書を提出した業者は次のとおり、提案申込書及び関係書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 提案申込書（提案様式1）正本1部
- イ 業務実施・管理体制（提案様式1－1）
- ウ 補充体制（提案様式1－2）
- エ 衛生管理（提案様式1－3）
- オ 危機管理（提案様式1－4）
- カ 受託コスト（提案様式2）
- キ 自己資本比率（提案様式3）

（数値を引用した書類を添付の上、引用数値をマーカーにて明示すること。）

- ク 決算状況（提案様式3）

（数値を引用した書類を添付の上、引用数値をマーカーにて明示すること。）

(2) 注意事項

- ア 5(1)アについて正本1部、本市の一般委託・物品の入札参加資格者として「その他業務等」の「給食業務」（7－b）に登録している住所、商号又は名称、使用印であること。
- イ 5(1)イからクについて副本8部（正本に添付する1部を含む）、任意様式、A4判、長辺とじ、文は横書きとすること。（A3版を折り込むことも可。）
- ウ 正確な審査ができるよう、「6 選定方法及び選定基準」の(3)審査項目及び配点にある評価視点をすべて網羅した提案書の提出をすること。すべての評価視点を網羅できていない場合、不利益な評価となる場合があるので必ず網羅すること。

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年8月29日（金）から令和7年10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(4) 提案参加辞退について

参加申込後においても、辞退届（様式F）により提案参加を辞退することができます。提案を辞退した場合でも、他の案件には一切影響ありません。

6 選定方法及び選定基準

- (1) プレゼンテーション審査を令和7年10月31日(金)に門真市役所内にて実施します※。参加者は、提出した提案書についてプレゼンテーションによる説明、補足等を行うこと。1参加者につき出席は3人以内とします。プロジェクター等を使用し、説明を行う場合は、参加者が準備し、自らの責任において行うこと。スクリーンのみ本市にて準備していますので希望者は使用できます。

※参加者多数の場合、予備日で実施する場合があります。

- (2) プレゼンテーション審査内容及び注意事項

ア 提案書のプレゼンテーション 15分以内

イ 質疑応答 5分程度

ウ 準備・片付け 5分程度

エ プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできません。

オ 指定の時間に正当な理由なく遅延した場合には失格とします。

- (3) 審査項目及び配点

評価項目	評価視点	配点
①業務実施・管理体制	学校給食施設での経験を有する者や栄養士・調理師の資格を有する者の具体的な配置計画。従事者への迅速な指示・伝達体制の取り組み。熱中症対策。業務責任者・副責任者の育成計画。	15
②補充体制	従事者の急な休暇等があった場合の代替体制。業務責任者が退職などで欠員となり人員不足が出た場合の補充体制・引継ぎ体制及び人員不足が解消されるまでの間の応援体制。就労定着を図るための取り組みとその具体的な効果・実績。	40
③衛生管理	異物混入、アレルギー事故及び食中毒予防の具体的な対策。従事者への仕様書内容及び衛生管理マニュアル等の周知徹底方法。従事者の健康管理・出勤管理体制について。巡回指導等の現場の状況把握について。	30

④危機管理	異物混入やアレルギー事故及び食中毒等緊急時の対応。 災害発生時における本市への協力体制について。	20
⑤受託コスト	上記を踏まえた上で妥当な委託料となっているか。	5
⑥自己資本比率	経営の安定性があるか。	5
⑦決算状況	経常利益の黒字期間について。	5

ア 当該評価項目のうち、「①業務実施・管理体制」、「②補充体制」、「③衛生管理」及び「④危機管理」については委員長及び委員各105点満点とし、次の表のとおり A から E まで 5 段階の評価を行い、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、各委員の平均点を算出し小数第一位を四捨五入した結果を評価点とする。

評価		係数
A	非常に優れている	×1.0
B	優れている	×0.8
C	一般的である	×0.5
D	やや劣っている	×0.3
E	劣っている	×0.1

また「⑤受託コスト」、「⑥自己資本比率」及び「⑦決算状況」については客観的評価項目として教育総務課が採点を行う。

イ 「⑤受託コスト」の採点方法は給食調理業務の質を確保するため、下限価格を80%とする。全委託対象校の価格の提案を必須とし、提案価格合計と上限価格合計が同額の場合を0点とし、提案価格合計と下限価格合計が同額の場合を5点とする。1校でも提案価格が上限価格を上回ったり、下限価格を下回った場合は失格とする。提案価格合計が上限価格合計を上回ったり、下限価格合計を下回った場合も失格とする。受託コスト点の採点については、以下の計算式で算出する。

⑤受託コスト（小数第一位四捨五入）＝ $(\text{上限価格合計} - \text{提案価格合計}) \div (\text{上限価格合計} - \text{下限価格合計}) \times 5 \text{点}$
--

なお、異常値による偏りを避けるため、それぞれの調理業務の提案価格÷上限価格が最大の値と最小の値の差が0.1以内に収まるようにすること。

ウ ⑥自己資本比率の採点方法は自己資本比率が45%以上である場合を5点とし、40%以上45%未満を4点とし、30%以上40%未満を3点とし、20%以上30%未満を2点とし、10%以上20%未満を1点とし、10%未満を0点とする。

(自己資本÷総資本×100)

エ ⑦決算状況の採点方法は経常利益の黒字期間が直近5年間の場合を5点とし、4年以上5年未満の場合を4点とし、3年以上4年未満の場合を3点とし、2年以上3年未満の場合を2点とし、1年以上2年未満の場合を1点とし、1年未満の場合を0点とする。

オ 現在、本市の学校給食調理業務を受託している場合は、履行状況に応じて5点～－5点の範囲で加点、減点を行う。(新規業者及び参加申込時点で受託期間が一年に満たない業者にはこの加点、減点はない。)

7 交渉権者

- (1) 6(3)に基づき、最高評価点を得た者を最優先交渉権者とする。また、参加事業者が1者であってもプレゼンテーション審査は実施するものとし、6(3)アからエまでの合計点数が満点120点の5割である60点に満たない場合は優先交渉権者として決定しません。
- (2) 優先交渉権者は教育委員会と仕様書等について協議の上、教育委員会の決定を受けることにより本受託事業者となる。原則1者1校まで受託可能とし、次順位の者から順次優先交渉権者とする。ただし、最優先交渉権者のみ2校まで受託可能とし、最優先交渉権者が1校のみ受託する場合、次順位の優先交渉権者が2校まで受託可能とする。全ての優先交渉権者との協議後に受託事業者の決定に至らない業務委託がある場合には、例外として1者2校以上であっても受託可能とする。
- (3) 合計点数が同点の場合の取り扱い
 - 一 合計点数が同点の場合は、①業務実施・管理体制の得点が高い者から順に優先交渉権者とする。
 - 二 合計点数及び①業務実施・管理体制の得点と同点の場合は、②補充体制の得点が高い者から順に優先交渉権者とする。
 - 三 合計点数・①業務実施・管理体制及び②補充体制の得点と同点の場合は、③衛生管理の得点が高い者から順に優先交渉権者とする。

四 合計点数・①業務実施・管理体制・②補充体制及び③衛生管理の得点が同点の場合は、④危機管理の得点が高い者から順に優先交渉権者とする。

8 契約手続

(1) 契約の締結

優先交渉権者と協議の上、契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金をそれぞれの契約ごとに納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

(3) 支払条件

毎月払

9 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができます。

10 留意事項

- (1) 本事業の参加資格があると通知を受けてから、プレゼンテーション審査日まで門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止等の処分を受けたときは、本事業に参加できません。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加事業者負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 応募書類の審査内容に関する質問には、一切応じません。

(5) 以下の掲げる事項に該当する提案は失格とします。

ア 参加資格のない者及び契約締結までに参加資格を満たさなくなった者のした提案

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした提案

ウ 対象案件ごとに指定する条件に違反した提案

エ 本事業に際して談合、不正行為等を行ったと認められる者の行った提案

オ 著しく信義に反する行為があった等、その他審査委員会が不適格と認める者の行った提案

カ 受注候補者として確定後、契約締結までに上記アからオの事項に該当した場合は失格とします。

(6) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 受注候補者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。

(8) 受注候補者及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。

(9) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。

(10) 受注候補者及び下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処するようにしてください。

(11) 審査及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札除外措置に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

11 問合せ先

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 2 階

門真市教育委員会事務局教育部教育総務課保健・給食グループ

電話 直通 06 (6902) 6413

大代表 06 (6902) 1231 (内線6530)

代表 072 (885) 1231 (内線6530)